

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和 2 年の国勢調査における本町の人口は 15,254 人となっており、前回の調査から 1,824 人の減少している。年齢別では 64 歳以下の減少、65 歳以上の増加が顕著であり、令和 2 年には 65 歳以上の構成比が 5.9%増の 45.5%となっており、依然として少子・高齢化が進んでいる。

産業構造は、第 1 次産業 1,573 人（構成比 20.2%）、第 2 次産業 1,852 人（構成比 23.8%）及び第 3 次産業 4,355 人（構成比 56. %）となっており、構成比に大きな変化はないが、全ての産業において就業者数が減少傾向にある。

中小企業の業況は、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰による影響から増収減益傾向にあり、労働生産性は伸び悩んでいる。

また、中小企業が所有している設備は、特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。

このような状況を放置した場合、事業継続が危ぶまれ倒産に至り、失業者の増加そして町の経済状況の悪化が懸念される。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、また、賃上げの表明により、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上により、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等、厳しい事業環境を乗り越えるとともに、地域経済の活性化を図ることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

三種町の産業は、農業、商工業等多岐にわたり、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町の全域にわたって多様な産業が広く立地しているため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、対象となるエリアについては、三種町全域とする。

(2) 対象業種・事業

2に示すように町には多様な産業があり、多様な業種で広く生産性向上する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた取組は、新商品開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等多様である。したがって本計画においては、労働生産性の3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間については、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ③ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮すること。